

令和元年度提案募集において実現した兵庫県提案

市町村運営有償運送におけるIT機器等を活用した運行管理の実施 (県・市町連携提案 豊岡市)

現状

○市町村運営有償運送の登録に関する処理方針 [通達]

4(2) 運行管理

受託者が乗務しようとする運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施する

→市町村運営有償運送では、IT点呼が認められている一般旅客自動車運送事業者に運行管理を委託する場合でも、IT点呼の実施が認められていない

支障事例

○運転手は点呼のために遠方の営業所まで赴く必要があり、運行経費増加の要因となる

○地域内での運転手の確保が困難となる



提案

IT点呼が認められている一般旅客自動車運送事業者に運行管理を委託する市町村運営有償運送については、IT点呼の実施を認めること

対応方針概要

○運転者ごとの疾病等の有無の確認及び安全を確保するために必要な指示については、地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点から適当と認められた方法により必要な確認及び指示を行うことを可能とし、地方運輸局及び地方公共団体に通知する [令和元年9月 通達改正済み]

地域未来投資促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地域からの除外における弾力的な運用（県・市町連携提案 加東市）

現状

○地域未来投資促進法・農村産業法 両法律の基本方針 [告示]

[土地利用調整区域・産業導入地区に農地等を含める場合の土地利用調整の考え方]

- ①農用地域外での開発を優先すること
- ②周辺の土地の農業上の効率的・総合的な利用に支障が生じないようにすること
- ③面積規模が最小限であること
- ④面的整備を実施して8年経過していない農地を含めないこと
- ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

支障事例

○農用地域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地等の隣接地が農用地域の場合、隣接地への拡張が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない



地域未来投資促進法または農村産業法に基づき、工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針「①農用地域外での開発を優先する条件」については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること

対応方針概要

- 地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して都道府県知事が総合的に判断するものであることを地方公共団体に令和元年度中に周知する
- 工業団地等の拡張を行った事例とその事例において拡張可能と判断された理由等の考え方について整理の上、併せて周知する

地方議会議員選挙の立候補届に必要な添付書類の見直し (県・市町連携提案 播磨町)

現状

○公職選挙法第9条

- 2 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
- 3 日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。

[立候補届に必要な書類(86条の4第4項)]

- ①届出書(施行規則第19号様式)、②宣誓書(候補者となることができない者でないことを宣誓)
- ③所属党派証明書、④政令で定める文書(供託証明書、戸籍謄本又は抄本)

支障事例

- 県内に住所を有していないにもかかわらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生
- 候補者が必要書類を不備なく提出した場合、過去の判例から住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ない(被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票となる)



立候補者に住所要件を満たしている旨の宣誓書や住民票を提出させるとともに、虚偽の宣誓をした場合の罰則を定めるよう法改正すること

対応方針概要

- 地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる